

うらら居宅介護支援事業所 重要事項説明書

〈改定：令和6年7月1日〉

1. サービス相談窓口

電 話 番 号	0763-62-8113 (17:30-翌 8:30・電話 62-8555)
窓 口 担 当 者	管理者 大井 三千代

2. 事業所の概要

(1) 事業者の指定番号及びサービス提供地域

事 業 所 名	うらら居宅介護支援事業所
所 在 地	〒939-1811 富山県南砺市理休 270 番地
事 業 者 指 定 番 号	1672000351 平成 14 年 5 月 31 日富山県指令高第 670 号
通常の実業の実施区域	南砺市 城端地域

(2) 事業所の職員体制

職 種	資 格	常勤 人数	業 務 内 容
管理者 主任介護支援専門員	社会福祉士・ 介護福祉士	1	管理業務・居宅サービス計画の作成 (在宅介護支援センターうらら管理者兼務)
介護支援専門員	社会福祉士・ 介護福祉士	1	居宅サービス計画の作成

(3) サービス提供の時間帯

営 業 時 間	平日 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0
営 業 し な い 日	土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始 12 月 29 日~1 月 3 日

※但し、電話連絡にて 24 時間 365 日対応

3. サービスの内容

(1) 受付・初回面談

相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。

(2) アセスメント（情報収集と評価）

利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

(3) 居宅サービス計画書（ケアプラン）原案の作成

課題分析をもとに、居宅サービス計画書原案を作成します。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅で、利用者、家族、サービス事業者による原案についての会議を開催します。

(5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者からの同意を受けてサービス事業者に交付します。

(6)モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問し、利用者と面談してモニタリング（状況把握）を実施し、その結果を記録します。

(7)居宅サービス計画書の変更

利用者の状態が変化した場合等は、速やかに居宅サービス計画書の変更のための上記(2)から(5)の実施をします。

(8)居宅介護支援に係る利用者及び家族と介護支援専門員双方の義務について

- ・利用者が、病院等に入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えてください。
- ・介護支援専門員は、サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時等に、利用者の口腔、薬剤、心身、生活状況の情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得ることで主治医若しくは歯科医師、薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合等には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、作成した居宅サービス計画書を主治医等に交付します。
- ・介護支援専門員は、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されること、利用者には複数のサービス事業者を紹介することを説明します。

4. 利用料金

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

(単位：円・月額)

居宅介護支援費		要介護1・2	10,860
		要介護3・4・5	14,110
加算	特定事業所加算	(A) 1,140 (III) 3,230 (II) 4,210 (I) 5,190	
	初回加算		3,000
	入院時情報提供連携加算	(I) 2,500 (II) 2,000	
	退院・退所加算	(Iイ) 4,500 (Iロ) 6,000 (IIイ) 6,000 (IIロ) 7,500 (III) 9,000	
	緊急時等居宅カンファレンス加算		2,000
	通院時情報連携加算		500
	ターミナルケアマネジメント加算		4,000
	中山間地等に居住する者のサービス提供加算 ※		所定単位数に5%を加算

※通常の事業の実施区域を超えて居宅介護支援を提供する場合は、利用単位数に5%が加算されます。(中山間地等に居住する者のサービス提供加算)

減算等	特定事業所集中減算	2,000円/月を減算
	業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算
	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算
	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の95%を算定

5. サービスに対する苦情の連絡先

相談窓口では当事業所の居宅介護支援に関する苦情及び、居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

うらら居宅介護支援事業所 苦情受付担当者 管理者 大井 三千代	南砺市理休270	0763-62-8113
------------------------------------	----------	--------------

別に下記の当事業所以外の相談窓口にも苦情を伝えることもできます。

南砺市地域包括ケア課	南砺市北川 166-1	0763-23-2034
城端市民センター	南砺市城端 1046	0763-62-1213
砺波地方介護保険組合	砺波市栄町 7-3	0763-62-8333
国民健康保険団体連合会	富山市下野字豆田 995-3	076-431-9833
富山県福祉サービス運営適正化委員会	富山市安住町 5-21	076-432-3280

6. 秘密の保持

- (1) 当事業所は正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者とその家族の秘密を厳守いたします。
- (2) 当事業所は、退職や異動等で担当を外れた後も、業務上知り得た秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- (3) 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者とその個人情報を用いる場合、あらかじめ利用者又は家族からの同意を得ます。
- (4) (1)の規定に関わらず、事業所は高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報をなすことができるものとし、その場合秘密保持義務違反の責任を負わないものとしします。

7. 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 虐待防止について

- (1) 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、当事業所の従業者に対し研修を実施する等必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、高齢者虐待防止法に基づき速やかにこれを関係機関に通報します。

9. ハラスメント対策の強化

利用者及び利用者の家族が当事業所の職員に対して行う、暴力（身体的暴力/精神的暴力）・暴言・嫌がらせ・脅迫・誹謗中傷・性的言動等の著しい迷惑行為があった時は、利用を中止する場合があります。

但し、利用者の認知症の行動・心理症状や障害を起因とする言動については、ハラスメントに含まれないとされており、適切な助言を行います。

10. その他

居宅介護支援事業者が交付する居宅サービス計画書などは、利用に関する重要な書類です。契約書・重要事項説明書等と共に大切に保管して下さい。

居宅介護支援の提供開始に際し、本書面により重要事項の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日

事業者 富山県南砺市理休 270 番地
うらら居宅介護支援事業所

説明者 _____

私は本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者住所 南砺市

氏 名 _____

利用者〔契約者〕の家族等署名代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 続柄 _____